

日本エレベーター製造が納入したエスカレーターを所有のお客さまへ
《部品供給の停止に関するお知らせ》

表題の件、弊社が今までに納入したエスカレーターのうち、すでに生産を終了している機種におきましては、機能維持に要する保守部品の一部に供給困難となるものが生じております。

保守部品を安定供給するため、部品の備蓄や代替品の製作等の対応を図っておりますが、駆動装置や制御装置における電気・電子部品をはじめとした主要装置関連部品等の継続的な調達・供給が困難な状況になってきております。

つきましては、当該機種における部品供給期限に関して、以下の通り連絡させていただきますので、ご賢察賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 対象となるエスカレーター、オートライン（動く歩道）

	機種名称※1	生産期間	部品供給期限 (最長)
エスカレーター	EX 型 ※マイコン制御方式	1995 年～2005 年	2027 年6月

※1: 当該機種の部品在庫状況により早まる可能性があります。
また、一部の旧装置については、改造・修理にて対応させていただく場合がございます。

2. 部品供給停止に伴いご注意いただきたい点、及び今後の対応について

(1)ご注意頂きたいこと

添付資料に記載の部品は、エスカレーターの所期性能を発揮させるための重要な部品です。

これらの部品が故障・破損した場合、事故発生の恐れがあります。また、これらの部品は代替が困難な部品であるため、故障・破損した場合、復旧できない場合があります。

なお、記載のない部品においても部品供給期限を超えますと供給できない場合がありますので、部品供給停止時期にご留意の程よろしくお願い申し上げます。

(2)今後の対応

信頼性、安全性、運転効率など性能が向上した最新機種へのリニューアルをご検討賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。特に、運転制御にリレー制御方式を採用している機種を最新のマイコン制御方式にリニューアルいただくことにより、精密な制御が可能となり、運転制御の信頼性、安全性が向上いたします。

3. エスカレーターの法定耐用年数及び保守部品の供給期間について

エスカレーターの法定耐用年数は、(昭和 40 年大蔵省令第 15 号「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」)15 年と定められております。

添付資料

部品供給停止に伴いご注意いただきたい点
エスカレーター EX 型

【供給停止部品と機能】

部品	機能
電動機	エスカレーターを駆動します。
プリント板	運転制御を行います。



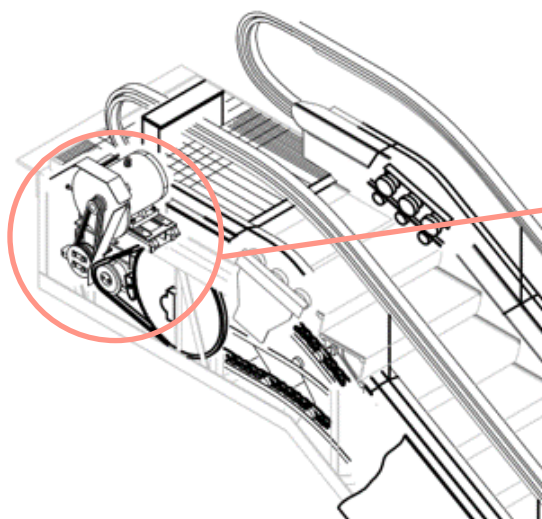
注意

供給停止部品が故障した場合、以下の事象が発生するおそれがあります。
供給停止後は、故障に対する復旧対応ができないおそれがあります。
故障発生以降は、対策完了までエスカレーターを使用しないでください。

【供給停止部品が故障した場合の影響】

部品	故障した場合の影響
電動機	エスカレーターの運転ができなくなります。
プリント板	

【参考図】

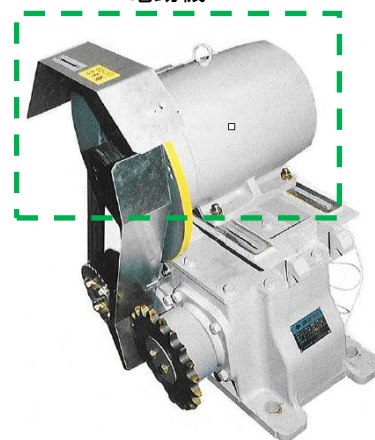


プリント板



プリント板は代表例を記載しています。

電動機



電動機は代表例を記載しています。